

*Pi-Forum* の考える

## 参加プロセスの実務者倫理

(案 ver. 1.0)

---

1. *Pi-Forum* 倫理規定の目的と対象者
  2. *Pi-Forum* 倫理規定の位置づけ
  3. *Pi-Forum* 倫理規定の用途
  4. 参加プロセスの実施主体
  5. *Pi-Forum* 倫理規定 (ver.1.0)
- 参考資料

11/21/2007  
*Pi-Forum*  
2007 年次セミナー  
倫理規定  
(Code of Ethics)

Pi-Forumの考える

## 参加プロセスの実務者倫理(案 ver. 1.0)

---

### 1. Pi-Forum 倫理規定の目的と対象者

- ・本規定は、参加型公共政策決定プロセスにおいて、その実施に関わる**実務者の行動倫理に関する基本的な規定**である。
- ・その目的は、実務者にとっての行動の手引きとなることとともに、参加プロセスの当事者（市民や実施主体など）のみならず、社会全般に対して、参加プロセスと政策合意形成への信頼を高めることである。

### 2. Pi-Forum 倫理規定の位置づけ

- ・本規定に沿った参加プロセスが実施されることによって、ステークホルダーの利害関心と政策決定主体のニーズが統合され、よりよい意思決定が導かれることを期待するものである。
- ・法的義務はないが、強く推奨されるべきものである。また、本規定を支持する者の世論を受けて実質的な効果をもち得るものである。

### 3. Pi-Forum 倫理規定の用途

- ・本規定は、実務者が参加プロセスの質を高めようとして行動する際の根拠として用いられることを想定するものである。
- ・また、そうした行動を抑止するような時間的、費用的、あるいは人的な制約条件を付加し温存する行為が、参加プロセスの質の低下を導く可能性があることを指摘する根拠として、用いられることを想定するものである。

### 4. 参加公共政策決定プロセスの実施主体への示唆

- ・参加型政策決定プロセスの信頼性を担保するためには、参加型政策決定プロセスにおける実務者等の調達の段階から、本倫理規定が機能する必要がある。このため、実施主体が実務者を調達する際に、本倫理規定を十分に活用（契約条件において参照するなど）し、参加プロセスが信頼に足るよう実務者の行動を方向付け、そのことで第三者性を担保できるようにすべきである。
- ・また、その基礎として、参加プロセスのあり方や実務者の行動倫理について、実施主体が深く理解していることが不可欠であり、研修等を通じた能力向上が必要である。

## 5. 実務者の行動倫理 (ver.1.0)

(1/2)

<b>■対象と目的</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本規定は、参加型公共政策決定プロセスにおいて、その実施に関わる実務者の行動倫理に関する基本的な規定である。</li><li>・その目的は、実務者にとっての行動の手引きとなることとともに、参加プロセスの当事者（市民や実施主体など）のみならず、社会全般に対して、参加プロセスと政策合意形成への信頼を高めることである。</li></ul>
<b>■効果・効力</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本規定に沿った参加プロセスが実施されることによって、ステークホルダーの多様な利害関心と政策決定主体のニーズが統合され、よりよい意思決定が導かれることを期待するものである。</li><li>・本規定は、法的義務はないが、強く推奨されるべきものである。また、本規定を支持する者の世論を受けて実質的な効果をもち得るものである。</li></ul>
<b>■公平性と立場</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実務者は、自らの信頼性を担保できるよう行動すべきである。</li><li>・実務者は、当事者としてではなく、第三者として行動すべきである。</li><li>・参加プロセスを通じて、特定の当事者との利害対立を招くような、他の当事者との関係を築いてはならない。</li><li>・参加プロセスに対する当事者の当然の期待に沿う上で必要な期間や費用や体制等のリソースを十分に確保することができない場合は、その確保が必要であることを十分に主張すべきである。また、これらリソースの不足によって参加プロセスの実施が信頼に足るものとならないと判断できる場合は、その旨をステークホルダーに明示すべきである。</li><li>・進め方など参加プロセスに関する意思決定は、関わる当事者（実施主体を含む）に委ねられるべきことを原則として、実務者は行動しなければならない。</li></ul>
<b>■能力</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加プロセスに関わる実務者は、参加プロセスに関する当事者の当然の期待に沿うことができる能力を有することが必要である。</li><li>・このため十分な経験を積み、また、研修を通じたスキルアップに心がけなければならない。</li></ul>
<b>■情報の扱い</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・意思決定の内容の理解や評価に必要な情報は、遅延なく開示されるよう努めるべきである。</li><li>・参加プロセスの過程で特定の当事者に関する情報を得た場合は、その当事者の合意を得ない限り守秘しなければならない。</li></ul>
<b>■参加プロセスの設計と実施</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加プロセスを設計または実施しようとする実務者は、本規定に従って行動すべきである。</li><li>・実務者は、ステークホルダーの参加を促し、その利害関心や提案に関して意思決定者が敏感でいられるよう行動すべきである。</li><li>・参加プロセスにおけるステークホルダーの役割を表明し、プロセスの実施に先んじて参加のルールを明らかにすべきである。</li><li>・ステークホルダーが参加プロセスに公平に関与できるよう行動すべきである。</li></ul>

(2/2)

■地域コミュニティ

- ・地域コミュニティの利害関心を分断しかねないような攻略的戦略は避けるべきである。
- ・地域コミュニティが参加プロセスに関与すること支援すべきであるが、特定のステークホルダーの利害関心を擁護することは避けるべきである。

■宣伝と報酬

- ・実務者は参加プロセスの成果を保証するような宣伝広告をしてはならない。
- ・実施主体と実務者は参加プロセスの成果を条件とした契約を結んではならない。(成果に対する業務契約でなく、役務に対する手数料契約とするなど)
- ・実務者は合理的な理由による請求がある場合、参加プロセスに必要な費用を開示しなければならない。

■実績の蓄積

- ・実務者は参加プロセスの普及と改善のため、実績を積むよう行動すべきである。
- ・実務者は新たな実務者を指導し、参加の価値と活用方法について啓蒙すべきである。

■公約の実施

- ・実務者は、ステークホルダーに対して公約がなされるよう支援し、また、なされた公約が誠実に実施されるよう行動すべきである。

■メディエータ

- ・コンセンサスビルディング等政策意思決定でのメディエーションにおいて、メディエーターは、メディエーションの目的やプロセス、参加や離脱の判断、実務者の選任などの判断が、当事者によってされることを原則として行動しなければならない。(自己決定の原則)
- ・メディエーションにおけるメディエーターは、より高い第三者性を求められるため、メディエーターは、当事者との関係性や情報の守秘などについて、特に配慮して行動しなければならない。

## 【参考】

### 参考 1. 背景と問題認識

#### (1) 不十分な参加プロセスの横行

- ・ 公共政策の市民参加や P I の事例において、実質的な参加がなされていない事例も
- ・ 公共政策の市民参加を規定した条例等においても十分な参加が担保されていない
- ・ 不十分な参加プロセスに対する市民の不信感やあきらめ
- ・ 実施主体や実務者に対する不信

#### (2) その要因

- ・ 参加プロセスに関する技術レベル
- ・ 実施主体や実務者の姿勢
- ・ 世論、人材ストック

#### (3) 対策

- ・ 公共政策の参加プロセスに関わる実務者を対象として、その行動や立場等の規範を示す  
(規範の一部にはメディエーションにのみ適用される規範を含む)
- ・ 実質的に参加プロセスを設計・運営する実務者が、本規定を手引きとして運用することで、直接的に参加プロセスの質的改善を促すことができる
- ・ また、実務者を用いる実施主体は、本規定に基づいて実務者の行動を律していることを明示することで、参加プロセスに対する市民の信頼を得ることができる
- ・ さらに、参加プロセスの当事者となる市民に対しては、本規定をよりどころとして実施主体や実務者を評価することができ、そのことで参加プロセスの信頼性が向上される
- ・ なお、技術的内容については、本規定と併せて提案されている「P I 指針」に基づいて技術習得と実践を積み、そのレベル向上を図る

### 参考 2. 経緯

2006 年 05 月	・ 本年度事業として企画
2006 年 09 月	・ 2006 年度第 2 回 Pi-Forum ワークショップで主旨説明 ・ 参加者からのフィードバック
2006 年 11 月	・ 2006 年度セミナーで案 ver.01 の発表
2007 年 11 月	・ Pi-Forum 倫理規定 (一次案 ver.10) 発表 － 参加型政策決定プロセスの実施主体の姿勢や調達方法への言及 (追加)
2008 年春(予定)	・ ホームページへの掲載、モデルケース、書籍への掲載、簡易自己判断シート(「なんちゃって PI 評価」) など、PI 指針や評価基準等と連携して積極的に普及

### 参考 3. 用語の定義

- ・ 公共政策：主に公的機関による政策。広く一般市民に影響が及ぶ私企業の政策(ポリシー)も含む
- ・ 参加プロセス：公共政策の立案において市民 (パブリック) が参加するためのプロセス
- ・ 実施主体：公共政策への参加プロセスを主催する政策の意思決定者
- ・ 実務者：実施主体の要請により参加プロセスを設計・運営する専門家、および、専門集団で、非当事者
- ・ 当事者：特定の参加プロセスの対象者
- ・ ステークホルダー：公共政策による何らかの影響を受け、利害関心を持つ者
- ・ 市民：ステークホルダーを含む一般市民で、意思決定主体には含まれない
- ・ 利害関心：立場的意見(position)の根元にあるニーズで、利害関係や懸念、興味、関心など(interests)
- ・ メディエーター：コンセンサスビルディング等政策意思決定でのメディエーションにおける調停者